原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく 特定事象(敷地境界放射線量異常上昇)の発生について

平成 23 年 3 月 13 日東京電力株式会社福島第一原子力発電所

平成 23 年 3 月 11 日、福島第一原子力発電所 1 号機(沸騰水型、定格出力 46 万キロワット) 2 号機および 3 号機(沸騰水型、定格出力 78 万 4 千キロワット) は定格出力一定運転中のところ、同日午後 2 時 46 分頃に東北地方太平洋沖地震により、タービンおよび原子炉が自動停止しました。

その後、モニタリングカーによる発電所構内(屋外)の放射性物質(ヨウ素等)の測定の値が上昇しており、モニタリングポスト1カ所での測定値も上昇しておりました。

さらに、3月12日午後3時29分頃、敷地境界の放射線量の値が制限値を超えたため、原子力災害対策特別措置法第15条第1項の規定に基づく特定事象(敷地境界放射線量異常上昇)が発生したと、同日午後4時17分に判断しました。

(お知らせ済み)

その後、当該モニタリングポストの測定値は一端下がりましたが、本日、再度 測定値が上昇し、敷地境界の放射線量の値が制限値を超えたため、原子力災害対 策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象(敷地境界放射線量異常上 昇)が発生したと午前 8 時 56 分に判断しました。

今後、安全の確保に全力を尽くしてまいるとともに、引き続き周辺環境のモニタリングを継続・監視してまいります。

以上